

議案第46号

かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する  
条例

かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例（令和2年かすみがうら市条  
例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条」を「第5条」に改め、同条第3項中「第6条第2  
項第5号」を「第7条第2項第5号」に改める。

第3条第1項中「第10条」を「第9条」に改め、「管理に」の次に「努め  
るとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう」を加える。

第4条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ず  
つ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のかすみがうら市空家等対策の推進に関する条例第9条の規定によりなされた指導又は勧告については、法第13条の規定によりなされたものとみなす。